

国住指第4537号
平成27年3月2日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

指定確認検査機関指定準則の改正について（技術的助言）

指定確認検査機関指定準則については「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成11年4月28日付け建設省住指発第201号、建設省住街発第48号）、「指定確認検査機関指定準則の改正について」（平成19年5月29日付け国住指第1030号）及び「指定確認検査機関指定準則の改正について」（平成20年3月31日付け国住指第4492号）により通知しているところであるが、別添のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、指定確認検査機関の指定に当たっては、業務の公正・中立性の確保及び適確な実施が図られるよう、本準則を踏まえ適切に審査されたい。また、貴職指定の指定確認検査機関に対しても、本準則について周知するとともに、確認検査の業務の適確な実施が図られるよう指定後においても適切に指導されたい。

なお、各地方整備局等及び国土交通大臣指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。